

国に対する要望

令和4年6月

仙 台 市

仙台市政の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本市においては、新型コロナウイルスの感染拡大以降、感染拡大防止や雇用の維持、市内事業者の事業継続支援等の市民の生活を守る施策に全庁を挙げて取り組んでいるものの、感染症の影響が2年以上の長期にわたり、本市事業者は大きな打撃を受けております。

また、3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内では甚大な被害が発生し、施設や設備の修理等のため休業するなど事業活動の縮小を余儀なくされております。多くの市民が大きな苦難の前に立たされている中、市民の命と生活を守るため、迅速な復旧と復興を遂げるとともに、今後も感染拡大防止や雇用の維持、事業の継続等に尽力してまいります。

東日本大震災から11年が経過し、この間、国においては、未曾有の大災害からの復旧と復興に向け、数次の予算措置や関連法の制定など、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。本市では、今後も、被災された方々お一人おひとりの生活の再生はもとより、津波で被災した東部沿岸地域における新たな魅力や投資・雇用の創出、震災の経験と教訓を生かしたまちづくり、災害文化の創造・発信など、「よりよい復興」に全力を注いでまいります。

一方で、全国的な人口減少や少子高齢化は確実に進行し、とりわけ東北におきましては深刻な状況となっております。子育て支援や教育環境の充実など、未来を担う子どもたちを取り巻く環境づくりを進めるほか、アフターコロナを見据えた経済成長に向けた取組みなどを通じて、東北の中核都市として東北を牽引する役割を果たしてまいり所存ですが、本市の努力だけでは解決できない課題も数多くあり、国によるなお一層の強力な支援が必要でございます。

このような状況から取りまとめました本要望事項につき、何卒、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和4年6月

仙台市長 郡 和子

目 次

(新規要望項目：◎、一部新規要望項目：○)

I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援

- 1 ○感染拡大防止策と医療提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 2 ○雇用の維持と事業の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省)
- 3 地域の実情に応じた財政支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)
- 4 指定都市への権限移譲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

II アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援

- 1 仙台・東北の持続的な経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)
- 2 ○社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大・・・・・・・・・・・・ 1 2
(内閣府、復興庁、外務省、経済産業省、国土交通省)

III デジタル社会の実現に向けた支援

- 1 ○まちのデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省)
- 2 行政のデジタル化に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
(内閣府、デジタル庁、総務省)

IV 防災環境都市づくりに向けた支援

- 1 ○災害文化の発信と継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)
- 2 ○災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援・・・・・・・・ 2 1
(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)
- 3 ◎公共施設等の応急対策や復旧に向けた財政支援・・・・・・・・ 2 4
(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)
- 4 ○杜の都の豊かな環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
(経済産業省、国土交通省、環境省)

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| | (文部科学省) | |
| 2 | 子育て環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ | 31 |
| | (内閣府、文部科学省、厚生労働省) | |
| 3 | ◎福祉環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |
| | (内閣官房、内閣府、厚生労働省) | |

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | ○公共サービスの持続的な提供・・・・・・・・ | 35 |
| | (内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省) | |
| 2 | 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進・・・・・・・・ | 37 |
| | (内閣官房、内閣府、総務省、財務省) | |

I 新型コロナウイルス感染症対策に向けた支援

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等

(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 発症予防や重症化防止の観点から重要である新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、ワクチンや接種に必要な注射針・シリンジ等を国が確保し、それらを各自治体の状況に応じて供給することになっている。
- 2回目接種から一定期間経過した方を対象に3回目の接種を行う追加接種が2021年12月から開始され、2回目までとは異なる種類のワクチンを接種する交互接種が認められるようになった。2回目接種からの経過期間について、当初、国は、8カ月としていたものを方針変更して段階的に早めたため、基礎自治体の接種券発送業務等に関して混乱が生じた。また、交互接種の有効性・安全性に関する情報発信が不足しているため、市民の中には追加接種を躊躇う方もいる。2022年2月下旬より、5歳以上11歳以下の者を対象とする小児接種が開始されたが、開始直前まで国からの具体的な情報提示がなされず、基礎自治体の準備に支障が生じた。
- また、市民の命と安全・安心な生活を守るためには、感染拡大防止策の徹底と重症者等へ速やかに医療を提供できる体制の整備が不可欠である。本市においては、病床使用率の高止まりなど、感染拡大期には医療資源がひっ迫する状態が生じており、十分な医療提供体制を維持するためには、市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な移送体制や病院間の支援ネットワークの構築、医療従事者の確保等については、全国的な医療提供体制を整備する必要がある。
- 陽性患者の治療は、嚴重な感染予防策等が必要であることから、医療従事者の負担が大きく、受入病院は、院内の他部門から看護師等の人的応援を受けて対応している。そのため、不急の手術の延期や他の診療機能の低下等、病院経営や地域医療に影響が生じている。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって、病床確保の対応や診療報酬の引き上げ等の財政措置が講じられているが、手術件数の減少や受診控えによる受診料の減収補填に対して十分ではなく、さらなる財政措置が必要である。
- 医療用マスクやガウン、手袋等の医療用資器材は、感染拡大以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、必要な数量の確保に努めてきたところであるが、今後の感染動向が見通せない状況にある中で、依然として安定的な数量確保が困難な資器材もあるため、国による、医療用資器材の安定的な供給が必要である。

- 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設等の管理者や、救急隊、公共交通事業者等の重要インフラを担っている事業者や自治体等においては、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国の補助金等を活用し、さまざまな感染防止資器材の調達を行うなど、出来る限りの感染防止策を講じてきた。
- 今後も利用者、市民の安全・安心を守りながらサービス提供を維持していくためには、引き続き感染防止策を講じる必要があるが、その経費については多額に上ることから、各事業者や自治体の自主財源で負担することには限界がある。
- 院内感染を含む感染防止のため、今般の感染症の急速な拡大に伴う時限的・特例的な取扱いとして、オンライン診療及びオンライン服薬指導の保険診療の適用範囲等が大幅に拡大され、オンラインによる診療や服薬指導を検討する医療機関や薬局が増加しつつあり、市民の関心も高まっている。
- 時限的・特例的な取扱いを終了し新指針に移行する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮が必要である。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の位置づけを2類相当から見直すことについて検討が行われているが、見直した場合にあっても、感染者の治療費等が自己負担とならないよう措置を講じる必要がある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. ワクチンの具体的な供給計画等、自治体が接種計画を構築する上で必要となる条件を迅速かつ具体的に提示するとともに、ワクチンの安定的な供給体制を確立すること。また、ワクチンの追加接種や小児接種において、被接種者が安心して接種をすることができるよう、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を分かりやすく積極的に提供すること
2. 市町村や都道府県の枠にとどまらない広域的な医療提供体制の整備を図ること
3. 陽性患者の受入病院に対し、対応に必要な経費や受入れにより生じる大幅な減収について、財政措置を講じること
4. 医療用資器材の安定的な供給体制を構築・維持し、医療機関に対して、必要な数量を配布すること
5. 保育所、学校、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者福祉施設、救急隊、公共交通事業者、自治体等に必要な感染防止資器材等について、必要時に不足しないよう確保及び供給の措置を講じること。また、必要な感染防止対策のために要した費用に対して引き続き財政措置を講じること
6. オンライン診療等に係る時限的・特例的な取扱いを終了しオンライン診療指針（改定後）に移行する場合には、新型コロナウイルスの感染状況はもとより、院内感染に対する市民の不安や、同取扱いに基づくオンライン診療等の利用状況を十分に踏まえた上で、市民及び医療機関等の混乱を招かないよう、特段の配慮をすること
7. 新型コロナウイルス感染症の対応については、主流となっているオミクロン株の感染の規模やスピード、重症化リスクといった状況に鑑みて、感染症法上の位置づけを現状の2類相当から見直しを行うこと。また、位置づけの見直しを行った場合にあっても、感染者の治療費等が自己負担とならないよう国の責任において必要な措置を講じること

2 雇用の維持と事業の継続

(内閣官房、内閣府、経済産業省、国土交通省)

- 中小企業や個人事業主等については、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰りの支援や、雇用調整助成金といった各種給付金・助成金により事業継続・雇用維持の支援をはかってきたところである。
- また、民間金融機関の資金繰り支援を受けるための中小企業信用保険法の認定について、本市は2022年3月時点で10,640件行っており、多くの事業者が融資を活用していると考えられる。今後の感染状況によっては、資金需要が高止まりする可能性があることから、支援策の拡充及び延長については、引き続き実施する必要がある。
- 2020年度及び2021年度に融資を利用した事業者の据置期間は1年以内となっていることが多く、すでに返済が始まっている事業者も多くいるが、資金繰りは厳しい状況にあることから、既往債務の条件変更について柔軟な対応が必要である。
- 感染症の収束が見通せない中、今後も地域経済への長期的な影響が見込まれるため、業種・業態ごとの差はあるものの、市内の中小企業、個人事業主の経営環境は依然として厳しい状況が続くと考えられる。
- また、社会変化に対応しながら、長期的な事業継続と成長を見据えた業態転換や事業再編のための前向きな投資がより重要になってくることから、国の中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業等の支援策を拡充したうえで継続していく必要がある。
- 地方創生臨時交付金を活用し、本市独自の宿泊促進キャンペーンを実施するなど、市内宿泊施設の利用促進を図り、観光関連産業の支援を行ってきた。一時的に感染が収束し、様々な支援策により宿泊者数が回復した時期もあったが、感染の再拡大や2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による被害など、観光関連産業は依然として厳しい状況に置かれており、支援を継続して実施する必要がある。
- 感染拡大の影響を受け、民間事業者を含む路線バスや地下鉄等の利用者は著しく減少している。市営バス、市営地下鉄の2021年度の乗車人員は、対2019年度比で2割程度減少しており、乗車料収入も同等の減収となっている。また、市内の民間のバス事業者においても同様の傾向が想定されている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 企業への資金繰りの支援等について、より一層の拡充及び延長を行うこと。また、既往債務の返済猶予等の条件変更について、事業者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関へ働きかけを行うこと
2. 幅広い事業者を対象とした事業継続を支える各種給付金支援金のさらなる充実を図ること
3. 社会変化に対応するために新分野展開や事業転換等の新たな取組みを行う事業者への継続的な支援及び制度の拡充を講じること
4. 観光関連産業を支援するために必要な追加施策を自治体ができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金増額等の財政措置を講じること
5. 民間事業者を含む交通事業者に対し、減収対策を講じること

3 地域の実情に応じた財政支援

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2020年度は約118億円、2021年度は63億円が本市へ配分されたところであるが、感染症が拡大した2020年3月から2022年4月までの感染症対策の事業のうち、基金繰入金や一般財源など本市の負担分は約155億円であることから、本市への配分額は十分なものとはなっていない。臨時交付金は相対的に大都市への配分が少ないが、感染症は人口や事業所が集積する大都市から拡大することが多く、かつ、市民生活や事業活動への影響が顕著になるなど、大都市ほど対策に係る財政需要も大きいため、財政力に関わらず必要かつ十分な支援が必要である。
- また、国庫負担率が法令で定められている経費については臨時交付金の算定対象とはされているものの、直接充当することができないといった制度上の課題がある。
- 感染症の長期化に伴い、今後も感染症対策に多額の経費が見込まれることから、継続的な財源の確保が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、感染症への対応として緊急に必要な感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組みを包括的に支援することを目的として都道府県を対象に交付されるものである。
- 指定都市においても感染拡大防止や医療提供体制の整備等を実施しているが、指定都市が交付金を受け取るためには都道府県を経由する必要がある。
- 指定都市など大都市部において多数の感染者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、増額や対象事業の拡充を図るとともに、直接交付の対象とすることが望ましい。交付金が本市へ直接交付されることにより、感染症対策に必要な施策を、本市主体で迅速かつ的確な事業実施が可能となるとともに、県の負担軽減にもつながる。また、軽症者等の移送費は対象事業である一方で、疑い患者を検査場所へ移送するための費用は対象とならないなど、感染拡大防止事業であっても対象外のものがあることから、対象事業の拡充を図る必要がある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、感染症の影響が長期化していることを踏まえ、地方自治体が継続的に感染拡大防止や経済対策等を行うことができるよう、2023 年度以降も継続的に交付すること。その際、人口や事業所が集積する大都市ほど対策に係る財政需要が大きくなるという実態を踏まえ、財政力補正を廃止するとともに、必要額を措置すること。また、地域の実情に応じた必要となる施策を機動的に実施できるよう、市町村へ直接交付するとともに、国庫負担率が法令で定められている経費についての特例的な充当など、柔軟かつ弾力的な運用に向けて検討すること
2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の感染者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じた柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象とするとともに、さらなる増額や対象事業の拡充を図ること

4 指定都市への権限移譲

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省)

- 新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）及び感染症法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い明確にする必要がある。特に、保健所や衛生研究所を設置する指定都市の役割は重要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的となっている。
- 中でも、まん延防止等重点措置の適用に当たっては、感染を地域的に抑え込むことで道府県全域への拡大を防止するため機動的な対応が求められており、地域の実情に精通する指定都市の市長が、国への要請や市民・事業者への協力要請等を行うことができる仕組みが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 特措法及び感染症法に基づく、まん延防止等重点措置に係る要請などの道府県知事の権限を、本市をはじめ希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと

Ⅱ アフターコロナを見据えた経済成長に向けた支援

1 仙台・東北の持続的な経済成長

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大においては、首都圏での感染者数が突出するなど、東京一極集中の脆弱性が露呈された。今後も続く感染症との闘いにおいて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも掲げられた地方創生に向けた東京一極集中の是正も有効な手段であり、東北の中核都市である本市がリーダーシップを発揮し、東京に集中する「ひと」や「しごと」を呼び込んでいく必要がある。
- 東北大学青葉山新キャンパス内に建設が進められている次世代放射光施設は、最先端のものづくり企業の進出・集積や雇用創出が見込まれ、東日本大震災からの創造的産業復興と本市のみならず東北全体の経済成長に貢献するものと期待されている。
- 感染症の拡大による経済活動の落ち込みや人口減少社会の中、仙台・東北の活力を維持向上させていくという点においても、この施設が立地することは大きな意義をもつものと考えており、本市としても、放射光施設の運営主体に対して、財政支援等を行っている。
- 2024年度の本格稼働に向けて、整備が進められているが、社会情勢の変化等に寄らず、計画通りに財政措置がされることを求める必要がある。
- 本市は、2015年度の国家戦略特別区域への指定以降、これまで19メニュー21事業での規制緩和を実現してきた。また、東北大学とともに、スーパーシティへの指定を目指した提案を行っている。
- スーパーシティについては、大阪市、つくば市が区域の指定を受けたところだが、東北大・関係企業とともに、この取組みを加速することとしている。引き続き、構想推進協議会において、将来的な市内展開や他地域との連携を見据えながら、事業の具体化、実装化を進め、次回のスーパーシティ選定を目指すとともに、本市のスマートシティ化を通じて、地域経済の発展や市民生活の利便性向上に努めていきたい。
- これまで国家戦略特区として培ってきた本市のポテンシャルを土台として、さらに複数分野における大胆な規制緩和を通じて、「未来都市ショーケース」をつくり出し、本市のさらなる競争力強化につなげていく。
- 一方、本市都心部においては、築30年以上経過した建築物が6割を超えているものの、建築費の高騰等により建替えが進んでおらず、建築物の老朽化が進行して

いる状況である。本市では、2019年度より老朽建築物の建替えや高機能オフィスの整備等、民間投資を促すための「せんだい都心再構築プロジェクト」を進めているほか、2020年9月には都市再生緊急整備地域の拡大及び特定都市再生緊急整備地域の指定がなされたところである。

- 都市再生緊急整備地域内で実施される再開発事業のうち、金融支援及び税制支援を受けることができる「民間都市再生事業」については、申請できる事業区域の規模要件が原則1ha以上であることが都市再生特別措置法施行令に定められている。しかし、本市を始めとする地方都市における民間開発は、狭小な敷地を多数共同化する事業が大半であり、規模要件である1ha以上を満たすことが難しい。加えて、感染症の影響により、多くの事業者の減収が見込まれている中では、投資意欲の十分な喚起につながらない恐れがあるため、事業区域の規模要件緩和による税制支援によって地方の都市再生を強く後押ししていく必要がある。
- 本市を含む全国82都市が中枢中核都市として選定されている中、地方創生のメニューの一つである地方拠点強化税制においては、これまでも対象地域の追加や雇用促進の税額控除拡充等、制度の緩和が行われてきているものの、既存建物等の賃借がオフィス減税の対象ではないことや雇用要件等が障壁となって、本市に限らず指定都市における認定実績が、依然として少ない状況にある。感染症拡大や大規模自然災害の発生等のリスク分散からも東京一極集中の是正を行うことは有効であり、メリットの拡充等が求められる。
- 仙台駅から周辺にまたがる中心部アーケード街は、東北最大の店舗集積により、休日には市外・近県から幅広い年齢層の買物客が集まってくるなど、長年にわたり「商都仙台」の顔として地元経済の一翼を担っているところである。
- 近年、大型店の郊外出店やインターネット通販の拡大により商店街を取り巻く環境が厳しくなっている上、感染症に伴う外出やイベント開催の自粛等の影響により、さらに厳しい状況に陥っている。
- 中心部商店街は、これまで地元の中小規模の事業者を中心に形成されてきたが、近年は全国展開のチェーン店が進出してきており、組織力の低下が懸念されている。
- そうした中であって、老朽化しているアーケード等の改修などが困難になることが見込まれており、改修などが進まない場合、商店街のにぎわい低下にもつながりかねず、本市経済にさらなる大きな影響を及ぼすことが危惧される。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 次世代放射光施設の着実な整備を図ること
2. 本市が目指すスマートシティの取組みを通じた、市民・大学・企業と連携し地域・社会課題を解決するソリューションの共創や実証・実装が早期に可能となるよう、国家戦略特別区域法に基づくスーパーシティへの次期指定や、規制改革の推進に必要な措置を講じること。また、規制改革実現のための各省庁との円滑な調整を可能とすること
3. 民間都市再生事業について、地方都市における事業規模を勘案した事業区域の規模要件を設定すること
4. 地方拠点強化税制について、企業が本社機能移転等を行うにあたり有効な動機づけとなるよう、現行制度のメリットの拡充や要件の緩和等を行い、活用しやすいものとする
5. 中心部商店街アーケード等の老朽化に伴う建替え・改修に対する財政措置を講じること

2 社会情勢の変化を踏まえた交流人口拡大

(内閣府、復興庁、外務省、経済産業省、国土交通省)

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本市においても宿泊事業者や旅行業者など観光関連産業は大きな打撃を受けている。これに加え、2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、温泉旅館をはじめとする宿泊施設は甚大な被害を受け、また、新幹線の不通や風評被害によるキャンセルも重なり、現在も、復旧・復興の途上にある。地震からの早期の復旧・復興、そして、アフターコロナを見据えた仙台ならではの資源を生かした新たな視点による観光コンテンツの創出を図るため、国からの財政支援が必要である。
- また、感染症収束後に地域経済の早期回復を図るためには、海外との渡航制限下の今こそインバウンド再開を見据えた準備を着実に進める必要があるが、東北は東日本大震災の影響もあり、2019年の全国に占めるインバウンドの割合はわずか約2%にとどまっている。
- これまで、東北観光復興対策交付金等の国の支援を活用し、受入環境整備や東北一体となったプロモーションなどを実施してきたが、当該交付金は2020年度で終了したほか、地域の観光資源を活用したプロモーション事業（旧ビジット・ジャパン事業）についても、財源である国際観光旅客税の大幅減収を理由に2022年度の国費がゼロとなるなど、厳しい財政状況にある。本市においても自主財源及び地方創生交付金を活用した財源確保に努めているが、仙台・東北へのインバウンド誘客促進を図るためには、国による財政支援が必要である。
- 仙台空港は、東北のゲートウェイとして利用者数が順調に増加していたが、感染症の影響により、発着便数及び利用者数が大幅に減少している。特に国際線は全便運休となっており再開の見通しが立たない状況が続いているが、感染症収束後の交流人口の早期回復及び拡大につなげるためには、地方空港の検疫体制の強化が急務となっている。
- 感染症によりMICEの多くが中止・延期となっているが、感染症の収束後、本市において国際会議等が継続的に開催されることが、東北地方全体の交流人口拡大と地域経済回復につながることから、引き続き国の支援が不可欠である。
- 物流の重要性や国土強靱化の必要性、ICT技術の進展といった新たな社会・経済の要請に 대응していくため、広域的な道路交通に関する新たな計画の策定が全国的に進められている。
- 本市では宮城県と共同で広域道路交通網の拡充や物流・交流拠点とのネットワーク強化等を目的とした「宮城県新広域道路交通ビジョン」及び「宮城県新広域道路

交通計画」を2021年6月に策定した。国においても「東北地方新広域道路交通ビジョン」及び「東北地方新広域道路交通計画」を2021年7月に策定した。

- 今後、この計画に基づき広域的な連携・交流・物流を支える都市計画道路等の幹線道路ネットワークのさらなる強化を進めることが必要であり、幹線道路の整備を着実に進めるための補助金や社会資本整備総合交付金などによる確実かつ重点的な財源措置が必要となっている。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 新型コロナウイルス感染症の長期化による影響に加え、地震による甚大な被害が発生した地域への重点的な支援施策を講じること
2. 感染症や地震を乗り越え、観光再生の起爆剤となるよう、仙台の魅力をさらに高める新たな観光コンテンツの創出・発信に向けた財政支援を講じること
3. 東北への海外からの旅行者増に向けた広域連携によるインバウンド施策について財政措置を講じること
4. 東北のゲートウェイとなる仙台空港の国際線再開に向けて、検疫体制の強化も含め強力な支援策を講じること
5. 国際会議等の仙台・東北での開催について、特段の配慮を行うこと
6. 広域的な連携・交流・物流を支える幹線道路整備に対し、確実な財源措置を講じること

Ⅲ デジタル社会の実現に向けた支援

1 まちのデジタル化に向けた支援

(内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省)

- 本市では、2020年12月に国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」をもとに、本市の特性や実情を踏まえて2021年6月に「仙台市DX推進計画」を策定した。本市計画においては、目指すまちの姿を「:D-S e n d a i デジタルでみんなワクワクスマートシティ」とし、「まちのデジタル化」と「行政のデジタル化」を進めている。
- 今般示された「デジタル田園都市国家構想」では、地方の豊かさをそのままに地域課題の解決を図るため、広範な分野におけるさらなるデジタル実装が求められている。
- これまでも行政事務の効率化に取り組むとともに、先端技術の活用による市民の質の高い暮らしの実現に向け、ICT関連企業や学術研究機関と連携し、健康福祉、医療、防災・減災など、幅広い分野の地域産業の高度化を目指すクロステック・イノベーションなどに取り組んできたところである。
- 2022年度本市予算において、デジタルを活用した市民サービスの向上等に係る主要な新規・拡充事業に関して約1億5千万円を計上しているところであるが、今後、デジタル化を着実に推進していくためには、各自治体におけるデジタル化の進展の状況に応じて活用できる交付金の拡充等、より一層の財政支援が必要である。
- また、本市ではスーパーシティ構想やスマートシティの加速的推進に向けデータ連携基盤を導入し、市内の複数の実施主体で共通的に活用することとしている。
- 国においては「スマートシティ リファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」の中で地域ルール・ガイドライン等を定めるべきと示しているが、エリア横断的なデータ連携基盤の活用という観点からは、広域で共有するルールの整備も必要である。
- データ連携基盤は、自治体だけでなく、民間事業者も活用して公共的サービスを提供する基盤となることから、安定的に維持管理を継続するためには所要の財源の確保が大きな課題となる。
- 地方においてデジタル化を推進するためには人材の育成・確保が重要であり、国においては2026年度までに230万人の人材確保に取り組むこととしているが、特に各自治体において広くデジタル化を進めるためには、地域の産業や就労の実情に合わせ、市民や企業人材が求めるデジタルスキルを獲得できる教育プログラムをもつ

て、人材を育成していくことが急務である。

- このことから、市民が参画しやすい枠組みを構築することが重要であり、大学などの教育機関と連携した職業密着型の資格発行制度の導入とともに、安価で教育の質を担保する統一的なルールや資格の評価基準の整理も必要である。
- より加速的かつ持続的なデジタル人材の育成につなげるためには、大学等との連携による教育プログラムの提供と所要の財源の確保が大きな課題となる。
- G I G Aスクール構想の実現に向けた I C T環境整備が完了し、2021年度より各学校での活用が本格化している。情報端末は学校内での活用だけではなく、非常時や不登校、病気療養中など登校が困難な児童生徒への支援として、家庭での活用も見込まれるものであり、コロナ禍における休校等に際しては、その有用性が改めて認識されたところである。
- 1人1台端末を効果的に活用した教育の推進に向けては、デジタル教科書や各種授業支援ソフトウェアの導入、著作物の使用に伴う授業目的公衆送信補償金の負担、教員の I C Tを活用した指導力の向上を図るための I C T支援員の配置といった自治体負担が生じる。
- また、国が方向性を示しているオンライン学習は、児童生徒の継続的な学びの機会の確保のために有効な手段の一つとなり得るものの、公平な教育機会を担保するためには、各家庭の I C T通信環境に差があることが大きな課題となっている。I C T通信環境が整っていない家庭へ通信端末の貸与による支援を行うにあたり、端末の更新や通信費など、自治体財政に与える影響は大きく、国において、G I G Aスクール構想により導入された端末の更新時期も見据えた持続可能な制度設計が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地域のデジタル化の着実な推進のため、2022年度までとされている地方交付税措置「地域デジタル社会推進費」について、2023年度以降も継続するとともに、地方公共団体におけるデジタル実装の取組みが加速するよう、分野横断的に活用できる財政支援を行うこと
2. データ連携基盤の活用のため広域で共有するルールを整備し、自治体・事業者に浸透するよう先導する役割を担うこと
3. データ連携基盤の維持管理に要する所要の経費に関する財政措置を行うこと
4. デジタル人材の育成が進むよう、早期に教育機関に職業関連型教育プログラム・資格制度の導入を主導するとともに、安価で質を担保する統一的なルールの整理を進めること。また、所要の経費に関する財政措置を行うこと
5. 児童生徒に対するICT教育の推進に要する経費に関する十分な財政措置を行うとともに、端末の更新時期も見据えた持続可能な制度を構築すること

2 行政のデジタル化に向けた支援

(内閣府、デジタル庁、総務省)

- 公的な電子証明書を搭載し、オンラインでの本人確認を可能とするマイナンバーカードは来るべきデジタル社会においてその重要な基盤となるものであり、市民の暮らしの利便性向上や、行政の様々な業務の一層の効率化に大きな貢献を果たすものである。
- 現在、国においては、2022年度末までにほぼ全ての住民に対しカードの交付を行うため、各般の促進策を打ち出している。本市においても、交付に係る事務量の急速な増加が懸念されているため、区役所等の窓口の増強や会計年度任用職員等の増員など、継続的に交付体制の強化に取り組んでいる。
- 本市におけるマイナンバーカードの交付率は2021年度末現在で約50%にとどまっており、国の掲げる目標の実現のためには、さらなる普及促進支援と、交付等に係る市民・自治体の負担軽減が図られる必要がある。
- 自治体においては、新型コロナウイルス感染症への対応及び業務生産性向上の観点から、AI・RPAの利用推進や、品質及びサービスレベルの高いアプリケーションの導入を進めることが急務となっている。
- 国においてはAI・RPAの導入に係る所要の財政措置（特別交付税）を講じているほか、情報提供の取り組みとして、2021年には「自治体におけるRPAガイドブック」や「AI導入ガイドブック」やテレワーク導入事例や活用ノウハウを発行している。本市においても、AI議事録作成支援システムの導入やRPAの導入を進めており、現在、87業務においてRPAの運用を行っているところであるが、今後、さらなるAI・RPAの利用推進や、新たなアプリケーションの導入にあたっては、その導入・利用に係る費用負担が大きな課題となる。
- 2020年12月に国が策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な20業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、2025年度末を目標に地方自治体は標準仕様に準拠したシステムに移行すること、また、その際には国が整備した「ガバメントクラウド」を利用することが定められた。
- これらの取り組みにあたっては、国が財政面を含め主導的な支援を行うことが示されているが、本市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた業務の大幅な見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。また、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、この関連費用についても、国による財政措置が必要である。

- 現在、移行に向けた検討を各自治体が進めており、コンサルティング業者やシステム事業者の人材不足、それに伴う自治体のデジタル人材確保がより困難となっていることや、需要過多による価格の上昇、他のシステム改修への影響などの課題が発生している。
- また、2025年度末までとされた標準化の目標期限から逆算すると、現行仕様との比較分析や業務フロー等の見直し・BPR、システム事業者による標準準拠システム開発・移行のための期間が非常に短くなっている。標準化によって行政運営の効率化を進めるためには、全国の自治体が同時に移行を進めることによる事業者及び自治体の人材確保や費用増加に係るリスクを低減する必要がある。
- 国において、すべての自治体が確実に標準準拠システムに基づく業務への移行を実現できるよう、各自治体の進捗状況を踏まえ、2025年度末を目標としている移行期限についても、移行期間を設ける等の必要な対応を検討する必要がある。
- 財政支援については、2021年に地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、基金の補助対象として2022年度までのガバメントクラウド移行完了が必須要件とされており、未だガバメントクラウドに関する仕様等が明らかにされていない現状においては、基金を活用することも困難な状況にある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. マイナンバーカードについて一層の普及促進の支援を行うとともに、交付に係る手続きの簡素化や更新手続きのオンライン化など、市民・自治体の負担軽減を行うこと
2. 自治体の業務におけるAI・RPAの利用促進や、業務活用するアプリケーション・クラウドサービスの充実のためのさらなる財政措置を含む積極的な支援を行うこと
3. ガバメントクラウド及びそれを活用した標準準拠システムについて、速やかに仕様を確定し、情報提供を行うこと。また、情報システムの標準化・共通化にあたっては、現状のシステムの解約に係る経費も含む十分な財政支援を行うとともに、目標時期について、準備の進捗状況を踏まえ、移行期間を設けるなどの柔軟な対応を行うこと

IV 防災環境都市づくりに向けた支援

1 災害文化の発信と継承

(内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省)

- 2022年3月で、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から11年が経過した。震災以降本市においては、2015年3月に「第3回国連防災世界会議」が開催され、2030年までの国際的な防災の取組方針である「仙台防災枠組」が採択されたほか、2017年から隔年でスイス・ダボスのG R Fダボスと連携した防災に関する国際会議「世界防災フォーラム」を東北大学等の地元関係団体と共に開催するなど震災の教訓を生かし、世界に発信する防災環境都市づくりを進めてきた。
- 「仙台防災枠組」が中間年に差し掛かる2023年に国連の主導で具体的目標の進捗に関する評価が実施され、国としてもこれに取り組むこととしている。本市においても国等の取組みに合わせ官学連携で自己評価を行うこととしており、その成果を世界に向けて発信していくことで、同枠組の推進を加速させることを目指している。
- 2016年に「せんだい3.11メモリアル交流館」、2017年に「震災遺構仙台市立荒浜小学校」、2019年には「震災遺構仙台市荒浜地区住宅基礎」を整備・運営するとともに、2016年より毎年開催している「仙台防災未来フォーラム」においても、仙台・東北の多様な主体による取組みを積極的に発信するほか、震災対応に当たった本市職員の経験を伝承する職員間伝承プログラムや、他市町の施設や団体と連携した取組みを進めている。
- 2022年度からは、震災を始めとする様々な災害の経験と教訓を生かし、各地の防災力向上に貢献する「災害文化（防災・減災の取組みをはじめとする、災害が起きても、それを乗り越える術を持った社会文化の呼称）」の創造を担う、「中心部震災メモリアル拠点」基本構想に係る検討や、東北大学を始めとする研究機関や各種事業者、市民団体等の多様なステークホルダーと連携・協働のもと「災害文化」に係る発信事業と人材育成等に取り組むこととしている。
- 「災害文化」の創造と発信について国内外に広く発信していくことは、世界各地の防災・減災の取組みに貢献できるため、防災・減災の取組みの発信を継続しつつ、国内外への「災害文化」の創造・発信に関する取組みへの積極的な国の支援が不可欠である。
- 現在の国際的な防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」の実現に向けては、地域の多様な主体による持続的な取組みに対する支援に加え、防災分野における国際的な知見の集積・発信の拠点であり続けることが重要であり、専門家や研究者が

集い、活動する環境が必要である。

- 震災後、東北大学においては、災害科学国際研究所が設置され、防災・減災の実践的な研究と地域への還元、国内外への発信が行われている。さらに、同所災害統計グローバルセンターにおける災害統計の整備や仙台防災枠組のモニタリング・評価などにより、我が国の大規模災害への対応力向上や、世界の防災文化への貢献も期待されている。こうした災害科学の国際的な研究拠点機能の強化は、各国における仙台防災枠組の推進や、国際的な災害リスク削減において極めて重要である
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 「仙台防災枠組」の進捗に係る本市独自の評価・分析への技術的支援を行うとともに、本市独自の取組みを踏まえ、国においても、国内外への発信など、各地の防災力向上に資する取組みの検討を促すこと
2. 「災害文化」を創造・発信するにあたり必要な財政的支援を行うとともに、3月11日を防災教育と災害伝承の日とすること
3. 東北大学災害科学国際研究所及び災害統計グローバルセンターの機能充実を図り、災害科学の国際的な研究拠点機能を強化すること

2 災害に備えた対応体制の強化や確実な被災者支援

(内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 本市は、広範囲にわたって甚大な被害をもたらした 2011 年の東日本大震災をはじめ、2015 年の関東・東北豪雨、2019 年の令和元年東日本台風を経験した。津波や大雨による人的・物的被害のほか、法面崩壊や河川増水などによるインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。
- 国においては、激甚化・頻発化している気象災害や発生が予想されている巨大地震に備えるために、2021 年度から「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に重点的・集中的に取り組むこととされた。
- 本市においても、国が示している国土強靱化理念のもと、住民の安全・安心を守るために、道路や上下水道・河川施設、都市公園等の様々な重要インフラの機能強化や維持に引き続き取り組むこととしており、これらの対策の推進に向けては、確実な財源措置が必要である。
- 2022 年 5 月 10 日に宮城県より津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が公表された。この想定では、東日本大震災からの復興事業を進めてきた地域においても浸水範囲が拡大しており、既に整備した津波避難施設の一部で高さが不足するなど、改修等が必要となっている。
- 2022 年 3 月 16 日に発生した福島県沖を震源とする地震など、近年頻発する自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。二次被害防止等のためには、所有者自らが迅速な応急対策を行う必要があるが、多額の費用を要すること等が障害となり、個々の宅地に対する支援策がない現状においては、迅速な対応にはつながっていない状況である。また、老朽化した擁壁に対して事前の対策工事を行うことは、より一層の防災・減災対策に繋がるものである。
- 罹災証明の認定基準は、数次の改定を経て、津波や地震等の災害による完全な流出や倒壊等の、一見してその程度を判断できるような被害について、外観調査等により簡易に判定ができる手法を示す一方、それ以外の内部調査を要する被害については、なお詳細な計測等を求めているため、多大な時間と人員を要し、迅速な調査が困難となっている。
- これまでも、建物被害認定方法の簡素化・合理化を要望してきたところであるが、2020 年 3 月及び 2021 年 3 月には、災害に係る住家の被害認定基準運用指針が改正され、被害区分がさらに細分化され、現在は 6 つの被害区分となっている。
- 多くの被災者支援制度においては、罹災証明の認定結果に基づき支援区分が設定

されているところであるが、支援の必要性は必ずしも建物被害に対応するものとは限らず、その結果、各被災者における被害実態と支援内容とのミスマッチが顕在化するとともに、罹災証明発行の申請件数の増加を招き、真に支援を必要とする被災者の救済が遅れる結果に繋がっている。

- 民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として供与する、いわゆる「みなし仮設」については、災害救助の運用上、現物給付により行うこととされているため、入居手続きが煩雑なものとなっている。みなし仮設は、大震災において本市の応急仮設住宅の大半を占めるなど、今後の都市災害における標準的な対応になるものと考えられることから、現物給付の原則を見直し、家賃分の現金給付等による迅速な支援を可能にすることは、今後の災害に向けた我が国の備えとして重要である。
- 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。
- また、債権の管理・回収にあたっては、長期間にわたり多大な人的・物的コストが生じることになるが、その経費は貸付利息の収入で賄うことになっている。しかしながら、東日本大震災においては特例により貸付利率が軽減又は免除されており、また、償還免除時には免除額の1/3の財政負担が自治体に生じる状況にある。
- 東日本大震災から11年が経過し、ハード面の整備については概ね終了したところであるが、被災者の心のケアについては、今後もなお継続した取り組みが必要である。例えば、災害公営住宅等における被災者の孤立防止のための見守りやコミュニティづくり、被災児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣など、被災者の生活再建に向けては、息の長い支援が必要である。
- これらの心の復興に向けた取り組みについては、国の被災者支援総合交付金等の補助制度等を活用しているが、これらの補助制度については、2023年度以降の予定が示されていない。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 国土強靱化対策に資するために必要な財源を確実に措置すること
2. 地震・津波対策を着実に推進するため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定が示されたことで必要となる既存の津波避難施設の改修等に要する費用について、十分な財政措置を講じること
3. 自然災害により被害を受けた個々の宅地について、二次被害の防止等のために所有者自らが行う応急対策及び早期復旧のための支援制度の拡充を行うこと。併せて、老朽化した擁壁への被害の未然防止のための支援制度については、さらなる拡充を行うこと
4. 罹災証明について、被害の実態の適切な把握はもとより、迅速な証明書交付につながるよう、認定基準を簡素化・合理化すること。また、発行の迅速化を図るため、各種支援制度への罹災証明の活用について整理すること
5. みなし仮設について、迅速な救助が行えるよう、現物給付の原則を見直し、金銭給付を導入するなど、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと
6. 償還期限を迎えても、なお未回収となる災害援護資金の償還については、自治体の国に対する償還期間を延長すること。併せて、債権回収に向けた取組みに係る経費及び償還免除による自治体負担分に対して補助金・地方交付税等の財政措置をすること
7. 震災からの心の復興に必要な事業について、今後も財源を確実に措置すること

3 公共施設等の応急対策や復旧に向けた財政支援

(内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省)

- 2022年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内では甚大な被害が発生している。
- 国史跡である仙台北西石垣及び西門石垣の一部が合わせて28メートルにわたり崩落したほか、石垣の変形が複数個所で生じるなど甚大な被害を受けた。石垣については、我が国の歴史上・学術上重要な文化財であるとともに、仙台北西石垣は本市の重要な観光拠点である。貴重な文化財の継承及び来訪者の安全確保のため速やかな復旧に向けた国による支援が必要である。
- また、市内の多くの文化財に被害が生じており、これらの文化財の復旧については、東日本大震災等による対応等も踏まえつつ、早期の復旧に向けた国の支援が必要である。
- 半数を超える市立学校において壁の亀裂や天井の落下、漏水等の被害が生じているほか、給食施設での天井落下等の被害も生じている。また、博物館での展示設備等の破損など、公立社会教育施設においても大きな被害が生じているところである。
- 文教施設は、令和元年東日本台風や令和3年福島県沖地震など、近年度重なる災害に直面しており、こうした中で、復旧を迅速に進め、児童生徒や市民の安全・安心な学びの環境を早期に確保していくためには、国による財政支援が不可欠である。
- スポーツ施設や文化施設、社会福祉施設等において、外壁の破損、内壁・天井の破損、設備損傷などの被害が発生しており、市民生活に大きな影響を及ぼしている。被災自治体が躊躇なく応急対策や災害復旧に取り組めるよう国による支援が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 史跡の保存と活用の観点から、通行者の安全確保も含め、再度の石垣崩落を防ぐための最新技術も活用した復旧事業とすること。また、石垣の復旧には3年以上を要する見込みであることから、国庫補助金について、年度毎に必要な金額を迅速に交付すること
2. 指定文化財については、国・県・市いずれの指定によるかにかかわらず、原形に復旧する費用全額を国庫負担とするとともに、登録文化財等について、新たに救済制度を創設し、当該文化財を復旧する費用全額を国庫負担とすること。また、指定文化財の復旧に早期に着手できるよう、復旧手法等に係る国の承認手続き等の簡素化・迅速化を図ること
3. 公立学校施設の早期の復旧に向け、公立学校施設災害復旧費国庫負担金の負担率の引き上げを図るとともに、その負担にあたっては原形に復旧する費用のみならず、今後の地震災害に備えた改良復旧する費用を対象とすること
4. 公立社会教育施設の災害復旧に要する経費について、公立社会教育施設災害復旧費補助金による財政支援を行うとともに、早期の復旧に向け、迅速な国庫補助を決定すること
5. スポーツ施設や文化施設、社会福祉施設等について、災害復旧に係る国庫補助の対象範囲の拡大や補助要件の緩和、補助率の引き上げなど、十分な財政措置を図るとともに、その負担にあたっては原形に復旧する費用のみならず、今後の地震災害に備えた改良復旧する費用を対象とすること

4 杜の都の豊かな環境の保全

(経済産業省、国土交通省、環境省)

- 本市では、2021年3月に改定した「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」において、分野別の施策の柱の一つとして「脱炭素都市づくり」を掲げ、2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロとすることを目指し、市民・事業者等と協働して地球温暖化対策に率先して取り組むこととしている。
- 国は地球温暖化対策計画の中で、家庭部門の温室効果ガス排出量を2030年度までに66%削減することとしているが、家庭のエネルギー消費の約1/3は空調によるものであり、排出量の削減に向けては、住宅の断熱化により空調効率を高めることが重要である。しかし、2025年度に予定されている新築住宅等の省エネ基準への適合義務化において求められる断熱性能は、1999年に策定された基準にとどまっており、排出削減目標の達成に向けて十分とは言い難い。
- 本市では、国から示された地域脱炭素ロードマップを踏まえ、住宅の断熱等省エネ性能の向上を図るため、独自基準の設定及び高断熱住宅の普及促進に向けた支援制度等の検討を進めている。高断熱住宅の建築費用は一般住宅と比較して割高であり、地域において普及を進めるためには、独自基準に適合する住宅の新築及び既存住宅の改修に対する財政措置の拡充が必要である。
- 市域の温室効果ガス排出量の約6割は事業活動によるものであり、その排出削減を進めるための仕組みとして、2020年度より事業者の計画的な削減を促す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を導入し、同プログラムにおいては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者（特定事業者）を対象に、排出削減のための計画書の作成・提出を義務付けている。
- 一方、事業者からの排出量の約6割を中小規模事業者が占めていることから、特定事業者と同様に排出削減の取組みを進めることが重要である。しかし、既存の国の補助メニューにおける要件が厳しいことや費用が障壁となり、省エネ設備や低燃費車両への更新等、排出削減に向けた動きが進まない状況にあることから、事業者からの排出削減を効果的に進めるためには、中小規模事業者が利用しやすい補助制度の構築が必要である。
- 本市では、環境省のグリーンニューディール基金等を活用し、2012年度より平常時の二酸化炭素排出量の削減と災害時の自立電源の確保を目的として、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムの設置を進めてきた。設置開始から10年以上が経過し、今後、多額の設備更新費用が見込まれるが、これに係る国の補助メニュー等がないため、計画的な更新が困難となるおそれがある。地域における環境負荷

低減、防災力の維持向上のためには、設備更新費用についても国の財政支援が必要である。

- 2022年4月から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、家庭ごみとして焼却されているハンガーや歯ブラシ等の製品プラスチックを、容器包装と一括で回収・リサイクルすることが可能となった。
- 本市では、国の動きに先駆けて2020年度からプラスチック一括回収の実証事業に取り組み、2023年4月から全市で実施することとしているが、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルに要する経費については市町村の負担とされている。
- 当該経費については、国より特別交付税措置を講じる旨示されているが、その算定基準は明らかになっておらず、プラスチックのさらなるリサイクルを推進することで、市町村の費用負担が増大するおそれがある。
- また、本市では2014年度より使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組み、順次回収拠点の拡大等を進めてきたが、近年、それに含まれる廃プラスチックの処理費が高騰している影響を受けて有価売却が困難となるなど、リサイクルに要する負担が増加している状況にある。
- 今後、使用済小型電子機器等の適正処理を図り、一層の資源循環を進めていくためには、自治体への財政措置や製造者・販売者の責任による処理・再資源化を行う仕組みづくり等が必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 住宅のエネルギー消費性能基準について、引き上げを速やかに行うこと。また、国の断熱性能基準を上回る省エネルギー住宅の新築及び省エネルギー改修等に対する財政措置を拡充すること
2. 中小規模事業者の温室効果ガス排出量削減を効果的に進めるために必要な制度を構築すること
3. 指定避難所等に整備している太陽光発電システムの計画的な更新に対する財政支援を講じること
4. 製品プラスチックの一括回収・リサイクルに取り組むにあたり、自治体の費用負担が生じないように、必要な措置を講じること
5. 使用済小型電子機器等の回収・資源化に係る費用について、自治体への財政措置や製造者・販売者が負担する制度の見直しなど、必要な対策を講ずること

V 教育・子育て・福祉環境の充実に向けた支援

1 教育環境の充実

(文部科学省)

- 子どもを取り巻く環境の変化とともに、GIGAスクール構想や新学習指導要領、いじめや不登校への対応、感染症対策など、教育課題や学校に求められる業務は多様化している。
- 多様化する教育課題への対応等を背景に、教員の負担は増加しており、本市では、校務の効率化や外部人材の活用等を進めているが、なお教員の時間外労働は高い水準となっている。様々な課題に対応しつつ、児童生徒に対し効果的な指導・支援を行っていくためには、教職員体制のさらなる充実が求められる。
- 児童生徒へのきめ細かな対応に向けては、1学級あたりの児童生徒数を減らすことが効果的であると考えられる。2021年度以降、国における小学校の学級編制標準は段階的に40人から35人に引き下げが図られているが、中学校については未だ40人となっている。本市では、独自の教員配置により中学校全学年で35人以下学級編制を実施しているところであるが、義務教育に係る教員の給与等については国庫負担が原則であることから、こうした自治体の取組状況も十分に踏まえながら、中学校における学級編制標準の早期の引き下げを図ることが必要である。
- 特別支援学級についても、必要な支援・指導が複雑化・高度化していく中で、小中学校の特別支援学級における学級編制標準は、1993年以降変更が無く1学級8人のままとなっており、実情を十分に踏まえたうえ、学級編制標準の引き下げを図ることが必要である。
- 各般の教育課題に応じた教職員定数についても充実が必要である。本市では、いじめ対応の中心を担う専任教諭等(180校)や、在籍学級外での不登校児童生徒等の個別支援を担う専任教諭(20校)など、教育課題に応じた人員体制の拡充を、自主財源を投じながら独自に進めてきた。一方で、本来専任化が望ましい特別支援教育コーディネーターについて学級担任や教科担任と兼務となっているなど、自主財源を活用した取組みには限界がある。
- また、国における養護教諭の配置基準は小学校851人以上、中学校801人以上の児童生徒がいる場合2名となっているが、児童生徒数が複数配置基準にわずかに届かず単独配置となっている学校においては、体調不良者や不登校児童生徒の対応等での業務負担が大きい。児童生徒への十分な支援のため、養護教諭の配置基準の改善が必要である。

- こうした全国的な取組みが求められる教育課題については、国において現状を十分に把握したうえ、政令加配の増加等、教職員定数のさらなる充実改善を図るべきである。
- 「教育機会確保法」においては、国が「教育機会の確保のために必要な経済的支援のあり方を検討し、必要な措置を講ずる」ものとされており、国において制度の研究と構築を進めるとともに、自治体での事業実施に向けた財政措置を講じることが必要である。
- 全国的に増加傾向にある不登校の児童生徒への対応は、本市においても喫緊の教育課題であり、教員以外のスタッフや、関係機関との連携も含めて、国における支援体制の一層の充実が求められる。
- 本市においても、学校の別室において学習支援や個別相談を行う支援員の派遣や、教育支援センターへのスクールカウンセラーの配置など、独自の取組みを進めているものの、事業の継続と支援の充実に向けては、国による財政支援が必要である。
- また、不登校児童生徒の社会的な自立を支える観点から、フリースクール等、民間の団体が運営する学びの場を利用する児童生徒への経済的な支援のあり方についても国における検討が必要である。
- 加えて、本市では、様々な理由により義務教育を修了できなかった方や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった方、また本国で義務教育を修了していない外国籍の方などの「改めて学びたい」という思いに応えるため、2023年4月の夜間中学設置に向けた準備を進めている。準備過程においては、個別の状況に応じた指導を行うための教職員等の配置の充実が課題となっており、将来的にも安定運営のため継続的な財政支援等が必要となる。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 学力の向上やいじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実など、様々な教育課題にきめ細かく対応するとともに、教員の多忙化解消を図るため、各種加配定数の改善など、教職員定数のさらなる充実を図ること
2. 教員が児童生徒一人ひとりに向き合える環境づくりを進めるため、中学校及び特別支援学級に係る学級編制標準の引き下げを図ること
3. 教育機会確保法にのっとり、不登校児童生徒への支援の充実を図るため、学習や相談の支援など、自治体が取組む事業の実施に十分な財政措置を講じるとともに、民間の団体等、学校以外の場で学習を行う不登校児童生徒に対する経済的支援に向けた制度構築及び財政措置を講じること。また、夜間中学の安定運営に向けた支援を継続していくこと

2 子育て環境の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、保育所や放課後児童クラブ等においては、感染拡大防止策の徹底や支援を要する児童への配慮を行う必要が長期間にわたる等、職員の負担が非常に重くなっている。
- そのような中でも継続して、若い世代が安心して子育てができる環境づくりにおいては、保育所等の整備と並び保育士等の人材確保が急務である。このため、国の予算において、公定価格単価の引き上げや処遇改善加算の要件緩和等の一定の拡充が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、保育士等のさらなる処遇改善が必要である。
- 放課後児童支援員についても、一定の処遇改善が図られているところであるが、全職種と比較すると総じて給与はまだ低額であり、さらなる処遇改善が必要である。
- 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、各施設においては保護者からの申請書類の取りまとめや施設等利用費の請求など新たな事務負担が生じている。事務の効率化やICT化などの対策を講じているものの、無償化に係る事務経費は依然として各施設の大きな負担となっている。
- また、市内全ての認可保育所に対し、2019年度の副食費にかかる実績について調査を行ったところ、全体の約8割の園において、児童一人当たりにより要した副食に係る食材料費の月平均額が、副食費徴収免除加算額の4,500円を超えていた。副食費徴収免除対象者の副食にかかる費用と加算額との差額は園が負担しており、昨今の原油価格や物価の高騰による食材料費への影響も踏まえた適切な加算額の設定が必要である。
- 子どもに係る医療費の助成は、各市町村がそれぞれ制度を設けて実施しているが、都道府県からの補助水準が異なり、財政状況等による地域間格差が生じている。医療費助成は社会保障制度の一環として国が責任をもって対応すべきものであり、指定都市市長会が要請している、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な子ども医療費助成制度の創設・実施を目指すことが必要である。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 保育士等の処遇改善と定着につながるよう、保育所等運営に係る公定価格の単価や処遇改善等の加算率のさらなる引き上げを行うこと
2. 放課後児童クラブの質の維持・向上のため、放課後児童支援員の処遇改善補助額を引き上げるなど、財政措置のさらなる拡充を行うこと
3. 幼児教育・保育の無償化事務の円滑な実施のため、人件費や事務通信費等の財政支援を講じること。また、実態に即した副食費徴収免除加算額とすること
4. 子どもに係る医療費の助成について、国と自治体との共同での検討体制を構築し、地域間格差が生じることのないよう、国において統一的な制度の創設・実施を目指すこと

3 福祉環境の充実

(内閣官房、内閣府、厚生労働省)

- 高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高まる中、介護サービスの充実や介護職員等の人材確保の取組みは引き続き重要である。介護職員等については、これまでも数次にわたって、介護職員処遇改善加算等により処遇改善のための措置が講じられているが、全職種と比較し、依然としてその給与が低いことが課題となっている。
- 2021年11月の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、介護職員処遇改善支援補助金や福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、2022年2月より給与を3%程度引き上げるために必要な経費が交付されているが、当該補助金及び交付金については、2022年10月から介護報酬等での対応に切り替わることとされているため、介護保険被保険者や都道府県及び市町村の負担が増大するという課題がある。
- 住居確保給付金については、収入認定基準の違いにより、生活保護においては要保護者となる一方で、給付金の支給要件に該当しない場合がある。
- 生活困窮者自立支援マニュアルにおいては、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行う」とされているが、勤労収入がある者ほど、要保護者となりながら、住居確保給付金が受けられず、生活再建の選択肢が生活保護のみとなってしまう、結果として生活保護が優先されていることとなる。生活保護に至る前の自立支援策として、住居確保給付金をより有効に機能させるためには、制度の見直しが必要である。
- コロナ禍における望まない孤独・孤立によって困難や不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復するための支援の充実を図るため、2021年度において地域女性活躍推進交付金に「つながりサポート型」が創設された。
- 当該交付金については、2022年度も継続するものとされているが、その予算総額が2021年度は約16.5億円(補正予算含む)であるのに対し、2022年度は8.3億円に減少するとともに、新規性が認められる事業について優先的に採択することとし、継続事業については、効果が認められる場合に限って、予算の範囲内で交付の対象とする旨が示されている。
- 本市では、当該交付金を活用して、2021年度から出張型相談会や生理用品の配布など、困難を抱えた女性への支援事業を開始しており、2022年度も継続・充実を図っている。
- 困難を抱える女性への支援は、感染症が収束したのちもその取組みの継続・充実が不可欠であることから、事業継続のための財政措置が必要である。

○ ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 介護職員等の人材確保のため、より適切な介護報酬等の設定を行うとともに、市民及び自治体の負担軽減を図るための財政措置を講じること
2. 住居確保給付金について、生活保護に至る前段階の自立支援策としてより有効に機能させるため、収入要件や控除の見直しを行うこと
3. 困難を抱える女性の支援に要する経費について、引き続き財政支援の充実を図るとともに、継続事業の実施を含めた所要額を措置すること

VI 持続可能な市政運営に向けた支援

1 公共サービスの持続的な提供

(内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省)

- 高度経済成長期に大量に建設されたインフラ施設や公共建築物は、老朽化が進み、今後多くが更新時期を迎える。人口減少や少子高齢化など社会が転換点を迎え、財政制約も強まる中、将来にわたって市民に必要なサービスを持続的に提供し続けられるよう、保有する公共施設を効果的・効率的に活用していくことが求められる。
- 道路や橋梁などのインフラ施設については、老朽化が進み損傷事故等のリスクが増大している。本市は、計画的かつ予防的な保全により施設の長寿命化を図りながら、効率的な維持管理・更新を行っていくこととしているが、今後、厳しい財政環境下においてこれを確実に進めていくためには、所要の財源の確保が大きな課題である。
- 学校などの公共建築物についても、児童生徒の教育環境改善のために、計画的な大規模改修や改築の実施、便器の洋式化などの時代に合った機能改善を図っていく必要がある。これらの確実な実施に向けては、国による安定的な財政措置が不可欠である。
- 下水道事業は汚水の排除による公衆衛生の確保、汚水の浄化による公共用水域の水質保全など、公共的役割が極めて大きな事業であるが、2017年度の財政制度等審議会において、下水道事業については受益者負担徹底の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化するとの方針が提示された。下水道施設改築への国費支援がなくなった場合には、受益者負担では施設改築を進めることが困難となり、道路陥没や下水処理の機能停止など、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れがある。
- スポーツ施設については、一部の改修事業を対象に補助及び地方債制度が拡充されたが、なお自治体の負担が大きく、今後、老朽化施設の長寿命化を図るとともに、スポーツ振興による新たな集客促進に資する機能向上策を推進していくためにも、財政措置の拡充が必要である。
- 増大する維持管理・更新コストを抑えながら、社会情勢や市民ニーズの変化にも対応していくためには、施設の質・量の適正化を推進していくことも必要となる。公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債については、2026年度までの期間延長が認められたが、施設の集約化等は、住民の理解を得ながら丁寧に進める必要があり、事業化には時間を要するとともに、今後各施設の更新時期も勘案しな

がら、継続的に取り組んでいく必要がある。これらの取組みは公共施設のみならず庁舎等の公用施設においても重要であるが、公用施設は当該地方債の対象に含まれていない。また、2022年度から新設された、建築物におけるZEBの実現や省エネルギー改修の実施などを対象とする脱炭素化に係る地方債について、施設の改修のみが対象とされているが、脱炭素化の推進に向けては、新築や建替えを含めて施設の環境性能を向上させることが必要である。

- 民間事業者を含む交通事業者においては、運行路線の見直しや減便など、経営改善策を行ってきたところであるが、感染拡大の影響による乗車料収入の減少で苦しんでいる状況に加え、世界的な原油価格の高騰による燃料価格や電気料金の上昇は、さらなる経費の増大を招き、交通事業者の経営をさらに圧迫している。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 道路等のインフラ施設、学校などの公共建築物の計画的な維持管理・更新に対し、確実な財政措置を講じること
2. 下水道施設の改築に係る財政措置を継続すること
3. スポーツ施設の長寿命化や集客促進に資する改修等を対象とした支援制度を拡充すること
4. 2026年度までとされている公共施設の集約化・複合化及び転用事業に係る地方債について、庁舎等の公用施設を対象に含めるとともに、恒久的な措置とすること。
また、脱炭素化に係る地方債について、新築や建替えも対象に含めること
5. 民間事業者を含む交通事業者に対し、燃料価格等の高騰のため増嵩した費用に対し、財政措置を講じること

2 実態を踏まえた財源の確保と地方分権改革の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省)

- 地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源であり、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでない。
- 大都市特有の財政需要のほか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期間に及んでいることを踏まえつつ、感染症の拡大を契機として見込まれる財政需要や地方税等収入の状況を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税額を確保すべきである。
- 2022年度地方財政計画において、臨時財政対策債が大幅に減額されたものの、依然として地方交付税の法定率引き上げや臨時財政対策債の廃止は実現していない。
- 臨時財政対策債は相対的に指定都市への配分割合が大きく、指定都市の市債残高に占める臨時財政対策債残高の割合は拡大しており、本市においても2020年度末時点の臨時財政対策債残高が一般会計市債残高の3割を超える状況となっているなど、市債発行額抑制や市債残高削減の取組みの支障となっている。
- 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。
- しかしながら、現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの指定都市が直面する問題に十分に対応できる制度ではない。また、指定都市はその規模や歴史・文化を始め、国や道府県との関係性、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っている。
- そのため、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図る必要がある。
- ついては、以下のとおり要望する。

要望項目

1. 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスの提供に必要な額を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として見込まれる財政需要についても、必要な財政措置を行うこと
2. 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引き上げ等により対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること
3. 新たな大都市制度（特別自治市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること

